



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ニセコ地域を事例としたリスクガバナンスによる自然公園利用者の事故リスク管理についての研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	佐賀, 彩美
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(農学)
Dissertation Number	甲第16272号
Issue Date	2025-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/94972
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	doctoral thesis
File Information	SAGA_Ayami_review.pdf, 審査の要旨



学 位 論 文 審 査 の 要 旨

博士の専攻分野の名称 博 士（農学） 氏名 佐 賀 彩 美

審査担当者 主 査 教 授 愛 甲 哲 也
副 査 教 授 庄 子 康
副 査 講 師 松 島 肇

学 位 論 文 題 名

ニセコ地域を事例としたリスクガバナンスによる自然公園利用者の事故リスク管理
についての研究

本論文は、図 11、表 11 を含む総頁数 74 の和文論文であり、他に参考論文 1 編が添えられている。

我が国では、自然公園利用者の事故リスク管理責任に関する法規定が存在せず、その管理体制は曖昧なままである。そのため、事故予防のための国によるリスク管理システムも未整備の状態にある。自然公園における施設の維持管理の瑕疵により生じた人身事故に既存法規を適用できない場合は、引率者やガイドなどに責任を集中させる傾向にある。一方で、国はアドベンチャーツーリズム（Adventure Tourism:以下、AT）の導入を目指している。しかし、そのためには AT を含む自然観光を中心とする欧米諸国同様、公的なリスク管理システムを整備する必要がある。

北海道ニセコ地域では、地域協働により独自のローカルルールを策定し、スキー場管理区域外（以下、場外）の雪崩事故防止に取り組んでいる。1980 年代半ば、ニセコ積丹小樽海岸国立公園の一部をなすニセコアンヌプリ山麓のスキー場の頂上付近へのリフト延伸に伴い、場外雪崩死亡事故が相次いだ。そこで雪崩事故防止のため、ガイド A 氏を中心とする地元関係者によりニセコルールが作られた。同ルールでは、A 氏が発するニセコ雪崩情報（以下、雪崩情報）に基づきスキー場内のゲートを開いたときのみ場外滑走（バックカントリー利用）を可能とする。2001 年にニセコローカルルール（後にニセコルールと改称）が成立して以来、禁止区域を滑走して雪崩事故死した 1 名を除き死亡事故は起きていない。

本論文は、複数の関係者の協働により作られたニセコルールの成立過程が、ガバナンス概念の特徴（非政府組織を含む、構成員間のネットワーク、ルール、ビジョン、リーダーシップ、自主性等）や、リスクガバナンスのプロセスを示す International Risk Governance Center（以下、IRGC）が提案する汎用モデル「IRGC 枠組み」に適合しているか、及びルール成立後、管理者と利用者間のリスクコミュニケーションが効果を上げているかを検証し、リスクガバナンスや IRGC 枠組みが自然公園の事故リスク管理に応用可能かを検討することを目的としている。

まず、文献・資料調査及び関係者への半構造化インタビューを行い、ニセコルールがガバナンス概念の要件及び IRGC 枠組みの各フェーズ構成要素に整合するかを検証した。IRGC 枠

組みは、プレアセスメント、リスクの評価、リスク特性の判定とリスク低減策の選択、管理、及びコミュニケーションの5つのフェーズから構成されている。ニセコルールの成立過程は、ガバナンスの特徴を充たしており、IRGC 枠組みの各フェーズにも概ね該当する事実が認められた。但し、ニセコルールは、A 氏の活動に地元有志が加わり、徐々にガバナンス成立に至った点で、既に存在するガバナンスが主体となる IRGC 枠組みとは異なっていることを指摘している。

また、リスクコミュニケーションを通して、ニセコルールがどのように機能しているかを検証するため、スキー場利用者を対象としてアンケート調査を実施し、197 名（日本人 103 名、外国人 94 名）の回答を得た。ニセコルールは日本人 95.2%、外国人 84.1%が知っていた。場外利用者（バックカントリー利用者）では 97.8%が知っていた。また、雪崩情報は、場外利用者の 85.7%が毎回、またはたまに確認していた。主な理由は、雪崩事故リスクを避けるために有効である、専門知識を持つ人が発信している、地元の実際の冬山の状態を踏まえた情報だから、であった。これらの結果から、ニセコルールはスキー場利用者に認知、受容されるだけでなく、信頼を得ているため、遵守されていると述べている。

以上のように、本論文は、ニセコルールの成立過程と運用状況が、ガバナンス概念及び汎用モデルである IRGC 枠組みの要件に適合しており、利用者に認知、受容されることにより遵守され、事故防止につながっていることを確認した。また、ガバナンス概念や IRGC 枠組みは、雪崩事故防止のみならず、自然公園利用者の事故防止体制構築への応用が可能であると述べている。ニセコルールの成立過程は、IRGC 枠組みが想定するプロセスとは異なっているが、自然公園のリスク管理システムの整備が不十分な我が国では、地域独自のリスク管理体制を構築するための実践例として考えることもできる。ただし、ニセコルールの成立過程及び運営において A 氏個人の影響が大きいことを課題として指摘し、ニセコルールを持続可能なものとするには、A 氏の観測データや判断を関係者で共有できる工夫や、複数のリーダーシップを発揮するガバナンス構成員がまとめ役になるような仕組みの提言も行っている。これらの研究成果は、アウトドアレクリエーション研究と自然公園管理の発展に大きく寄与するもので、学術・応用の面から高く評価される。よって、審査員一同は、佐賀彩美が博士（農学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものと認めた。